



障企自発1026第1号
平成24年10月26日

各都道府県障害保健福祉主管課(室)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長



平成24年度地域生活支援事業「特別支援事業」の追加実施について

標記事業については、平成24年6月1日付け当職通知で実施要領を定めたところであるが、平成25年4月より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、地域生活支援事業の必須事業（市町村事業、都道府県事業）が追加予定のため、その円滑な施行に向けて、特別支援事業の実施要領を別添のとおり定めたので通知する。

なお、貴管内市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

地域生活支援係 池田、鈴木

TEL 03-5253-1111(内線3075)

FAX 03-3503-1237

E-mail suzuki-tatsuya@mhlw.go.jp